



セーフティ946

農作業機付きトラクターを公道走行する前に確認しましょう

灯火器類の確認

作業機を装着し、走行に支障のない位置まであげた状態で、道路上の他の車や通行人等から、ウィンカーやランプ等がはっきり確認できることが必要です。

車両幅の確認

幅1.7m、幅2.5mを越える場合は、反射器やサイドミラー、表示の設置等が必要となります。詳しくは、農林水産省のホームページを参照してください。

安定性の確認

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性が変わるため、安定性の保安基準（30度または35度）を満たせなくなる場合は、走行速度15km/h以下で走行しなければなりません。

免許の確認

農作業機を設置することにより長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0mを越える場合、最高速度35km/h以上は、これまでどおり大型特殊免許が必要です。

農耕トラクタの農作業機等の例

令和2年7月1日から、大型特殊自動車の農耕トラクタの記載事項変更が緩和されました。



農作業機の組み合わせ全てについて、自動車制作者等が作成する検討書等により保安基準が適合する必要があります。被けん引農耕用機械をけん引して道路を走行する場合は、当該機械に車検や自賠責が必要となります。